豊中市立 第十六中学校

参照：豊中市HP「転校の手続」2025年5月8日更新

転入（転入学）するときの手続きの流れ

第十六中学校へ転入される保護者の方へ

ようこそ、第十六中学校へ！　転入が決まりましたら、受け入れ準備のため、なるべく早めに学校へご連絡ください。

【豊中市立学校の受付可能日時】土・日・祝日・年末年始（12/29〜1/3）・夏季休暇中学校閉庁日を除く 平日 8:30〜17:00

ケース①

豊中市外（国内）から引越してくる場合

STEP 1 連絡 転入が決まったら、早めに第十六中学校へご連絡ください

☎ 06-6334-2841・2842

連絡時にご用意ください：お子様の氏名・性別・学年、保護者氏名、新住所・連絡先、最初の登校予定日

現在就学している学校にも転校する旨をご連絡ください。

▼

STEP 2 役所 現在住んでいる市区町村の役所で転出届を提出する（引越前）

手続きの詳細はお住まいの市区町村にご確認ください。

◆ 受け取る書類

転学通知書

▼

STEP 3 学校 現在就学している学校で手続きをする（引越前）

◆ 提出する書類

✓ 転学通知書（STEP2で受け取ったもの）

◆ 受け取る書類

在学証明書　教科用図書給与証明書

▼

STEP 4 引越 豊中市へ引越

▼

STEP 5 役所 豊中市役所で転入届を提出する（引越完了後）

📍 市役所市民課 / 庄内出張所 / 新千里出張所

💻 スマホ・オンラインで手続きをスムーズに（来庁は必要）

〇 豊中市HPから窓口の事前予約が可能（待ち時間短縮）

〇 届出書のスマホ事前作成で窓口での記入を一部省略できます

⚠ 転入届は引越完了後にのみ受付（引越前の手続き不可）

⚠ 引越してから14日以内に届出してください

◆ 受け取る書類

転入学通知書

▼

STEP 6 学校 第十六中学校で手続きをする

⚠ 登校日までに提出してください（間に合わない場合は学校に必ずご連絡を）

◆ 提出する書類

✓ 在学証明書（STEP3）

✓ 教科用図書給与証明書（STEP3）

✓ 転入学通知書（STEP5）

【教科書について】前の学校の教科書が豊中市内のものと同じ場合はそのままお使いください（処分しないでください）。異なる場合は本校で無償給与します。

ケース②

豊中市内で引越（転居）してくる場合

STEP 1 連絡 転居が決まったら、早めに第十六中学校へご連絡ください

☎ 06-6334-2841・2842

連絡時にご用意ください：お子様の氏名・性別・学年、保護者氏名、新住所・連絡先、最初の登校予定日

現在就学している学校にも転校する旨をご連絡ください。

▼

STEP 2 引越 豊中市内へ引越

▼

STEP 3 役所 豊中市役所で転居届を提出する（引越完了後）

📍 市役所市民課 / 庄内出張所 / 新千里出張所

💻 スマホ・オンラインで手続きをスムーズに（来庁は必要）

〇 豊中市HPから窓口の事前予約が可能（待ち時間短縮）

〇 届出書のスマホ事前作成で窓口での記入を一部省略できます

⚠ 引越してから14日以内に届出してください

◆ 受け取る書類

転学通知書　転入学通知書

▼

STEP 4 学校 元の学校で手続きをする

◆ 提出する書類

✓ 転学通知書（STEP3で受け取ったもの）

◆ 受け取る書類

在学証明書　教科用図書給与証明書

▼

STEP 5 学校 第十六中学校で手続きをする

⚠ 登校日までに提出してください（間に合わない場合は学校に必ずご連絡を）

◆ 提出する書類

✓ 転入学通知書（STEP3）

✓ 在学証明書（STEP4）

✓ 教科用図書給与証明書（STEP4）

【教科書について】前の学校の教科書が豊中市内のものと同じ場合はそのままお使いください（処分しないでください）。異なる場合は本校で無償給与します。

転校手続きの詳細はこちら
豊中市ホームページ

【お問い合わせ】豊中市教育委員会事務局 学務保健課（市役所第一庁舎6階）TEL: 06-6858-2553　FAX: 06-6845-6778 ／ タグ：[連絡]=連絡手続き [役所]=役所手続き [学校]=学校手続き [引越]=引越のタイミング　◆受け取る書類（黄）　◆提出する書類（緑）